



# 茨城県報 第1338号

平成14年2月14日

木曜日

## 目 次

### 規 則

ペー ジ

- ◎茨城県青少年のための環境整備条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(女性青少年課) … 1  
 (人 事 委 員 会)

- ◎職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

### 告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出(2件)(商業流通課) ……………… 3  
 ○ 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告(商業流通課) ……………… 7  
 ○ 臨時種畜検査の実施(畜産課) ……………… 7  
 ○ 道路の区域の変更(2件)(道路維持課) ……………… 7  
 ○ 道路の供用の開始(道路維持課) ……………… 8

### (収 用 委 員 会)

- 収用及び使用の裁決手続の開始の決定…………… 9

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告(生活文化課) ……………… 35  
 ○ 県営土地改良事業計画の変更(5件)(農村計画課) ……………… 35  
 ○ 地籍調査の成果認証(農村環境課) ……………… 37  
 ○ 基幹道路の整備事業の完了(道路建設課) ……………… 37  
 ○ 建築士を対象とする講習の指定について(建築指導課) ……………… 38  
 ○ 軽油引取税に係る免税証の無効(県税事務所) ……………… 39

## 規 則

### 茨城県規則第5号

茨城県青少年のための環境整備条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成14年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県青少年のための環境整備条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

茨城県青少年のための環境整備条例の一部を改正する条例(平成13年茨城県条例第53号)の施行期日は、平成14年4月1日とする。

## (人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成14年2月14日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

**茨城県人事委員会規則第1号**

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和36年茨城県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第46条第1項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員  
(以下「再任用職員」という。)

第46条第4項中「条例第13条第3項第1号及び第4項並びに第7項及び第9項」を「条例第13条及びこの条」に改める。

第55条の4中「規則第37条第1項本文の規定による管理職手当の支給割合が給料月額の100分の22以上である職員」を「第37条第1項本文の規定による管理職手当の支給額が給料月額の100分の22に相当する額以上である職員」に改める。

第55条の8第1項中「第4号から第6号」を「第5号から第7号」に改める。

第56条の9第1号中「第5号まで及び第7号」を「第6号まで及び第8号」に改める。

別表第11の備考第3項の表の注(2)中「無線従事者の操作の範囲等を定める政令(平成元年政令第325号)」を「電波法施行令(平成13年政令第245号)」に改める。

付則に次の5項を加える。

(特例一時金の支給を受ける職員)

11 条例付則第12項の規定により特例一時金の支給を受ける職員は、同項に規定する基準日(次項において単に「基準日」という。)に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 法第28条第2項の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員
- (2) 条例第21条第7項の規定の適用を受ける職員
- (3) 法第29条の規定により停職にされている職員
- (4) 専従許可を受けている職員
- (5) 派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員
- (6) 育児休業職員(育児休業法第2条第1項の規定による承認を受けている職員をいう。次項において同じ。)のうち、基準期間の全期間が無給期間である職員(条例付則第14項ただし書きに規定する職員をいう。)
- (7) 大学院修学休業をしている職員
- (8) 配偶者海外同行休暇の承認を受けている職員

(無給期間)

12 基準期間(条例付則第13項第1号に規定する基準期間をいう。次項において同じ。)の各月のうち、前項各号(第6号を除く。)に掲げる職員若しくは育児休業職員として在職した期間又は条例の適用を受ける職員(企業職員給与条例及び技能労務職員給与条例の適用を受ける職員を含む。)として在職した期間以外の期間が月の初日から末日までの全期間(基準日の属する月については、基準日)にわたらない月については、無給期間(給与条例付則第13項第1号に規定する無給期間をいう。次項及び第14項において同じ。)に含まれないものとする。

(無給期間がある職員の特例一時金の額)

13 給与条例付則第13項第1号の人事委員会規則で定める額は、322円に基準期間のうち無給期間に含まれない月の

数を乗じて得た額とする。

14 給与条例付則第13項第2号の人事委員会規則で定める額は、3,864円（無給期間がある者については、前項の規定の例により算定した額）に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(特例一時金の支給日)

15 特例一時金の支給日は、3月15日とする。ただし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とし、同月15日が土曜日に当たるときはその前日とする。

#### 付 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、付則第11項から付則第15項までの規定は、平成13年4月1日から適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年茨城県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

7 当分の間、第3条第1項中「及び期末手当」とあるのは「、期末手当及び特例一時金」とする。

## 告 示

### 茨城県告示第145号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成14年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 氏 名

渡 邁 正 道

(2) 住 所

牛久市南三丁目20番地10

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ牛久ショッピングプラザ

牛久市神谷6丁目1番地3 外

## (2) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,642m<sup>2</sup>(変更後) 3,242m<sup>2</sup>

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

## ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時45分～午後9時15分

(変更後) 午前8時45分～午前0時15分(一部午後9時)

## (3) 変更する年月日

上記(2)ア 平成14年10月2日

上記(2)イ及びウ 平成14年2月2日

## (4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称         | 住所                 | 代表者氏名 |
|----------------|--------------------|-------|
| 株式会社カスミ        | つくば市西大橋599番地1      | 神林章夫  |
| 株式会社ふじもと       | 水戸市新原1-2-18        | 藤田佳宏  |
| 今川薬品株式会社       | つくば市谷田部5634-1      | 今川美明  |
| コスメテック・あいむ     | 牛久市神谷2-12-9        | 佐々木暁美 |
| 有限会社花ぐるま       | つくば市上広岡460-157     | 柳下盛次  |
| 有限会社学園化学クリーニング | つくば市大字手子生1046      | 鈴木富夫  |
| 株式会社カメラの清水     | 福島県いわき市植田町中央1-4-15 | 清水信弘  |

## イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 264台

(イ) 駐輪場の収容台数 141台

(ウ) 荷さばき施設の面積 35m<sup>2</sup>(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 56m<sup>3</sup>

## エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の出入口の数

3箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前2時～午後2時

## 3 届出年月日

平成14年2月1日



**茨城県告示第146号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成14年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

**1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**

(1) 名称及び代表者氏名

小山ステーション開発株式会社

代表取締役 村山暢彦

(2) 住 所

栃木県小山市城山町3丁目3番22号

**2 届出事項の概要**

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

古河駅ビル

古河市本町1丁目1505番3号

(2) 変更しようとする事項

駐輪場の位置

(3) 変更する年月日

平成14年9月25日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称      | 住所                           | 代表者氏名 |
|-------------|------------------------------|-------|
| 株式会社いいの     | 埼玉県戸田市筈目3-18-12              | 飯野忠   |
| 株式会社大創産業    | 広島県東広島市西条町賀茂工業団地             | 矢野博文  |
| 株式会社ニュークイック | 神奈川県茅ヶ崎市浜竹3-4-43             | 清水富士雄 |
| 有限会社八百義     | 千葉県千葉市美浜区高浜221               | 大野義夫  |
| 吉川水産株式会社    | 東京都世田谷区南烏山5-9-1              | 吉川花枝  |
| 株式会社タジマヤ    | 東京都台東区根岸5-7-4                | 田島力   |
| 株式会社清水水産    | 東京都品川区豊町5-13-14              | 清水庄司  |
| 株式会社ワイエフ    | 埼玉県所沢市北秋津720-7<br>ガーデル細淵ビル2F | 中澤健也  |
| 和幸フーズ株式会社   | 神奈川県藤沢市南藤沢21-1               | 日比生信一 |
| 株式会社京樽      | 東京都中央区日本橋2-1-10 柳家ビル内        | 田中常泰  |
| 有限会社今昔亭     | 群馬県太田市矢場町2871-3              | 佐藤孝夫  |

| 氏名又は名称      | 住所                 | 代表者氏名 |
|-------------|--------------------|-------|
| 株式会社大垣食品    | 栃木県宇都宮市鶴田町3342-14  | 大垣政江  |
| 有限会社大戸水産    | 千葉県浦安市富士見2-8-7     | 大戸清二  |
| 小山駅ビル商事株式会社 | 栃木県小山市城山町3-3-22    | 村山暢彦  |
| 秋本食品株式会社    | 神奈川県藤沢市天神町2-1-5    | 秋本幸男  |
| 有限会社蛸屋菓子店   | 栃木県小山市本郷町2-8-26    | 早坂一幸  |
| 株式会社丸山園     | 東京都新宿区内藤町1         | 井ヶ田文一 |
| 株式会社小山きんか   | 東京都墨田区大平1-8-1      | 小林金男  |
| 有限会社志木      | 埼玉県比企郡小川町東小川2-3-10 | 米田広一  |
| 株式会社甘栗太郎    | 東京都千代田区神田松永町11     | 田中康則  |
| 株式会社ボンドール   | 埼玉県さいたま市常磐10-3-15  | 増田郁子  |
| 株式会社ぬた屋商事   | 古河市中央町3-8-5        | 野村久男  |
| 山崎製パン株式会社   | 猿島郡総和町丘里7          | 飯島延浩  |
| 株式会社かもじや本店  | 古河市中央町1-2-33       | 五百部毅一 |
| 株式会社第一花壇    | 埼玉県さいたま市大字大谷973-2  | 森田美代子 |
| 有限会社東京堂     | 古河市本町2-5-39        | 井上民利  |
| 有限会社モアモア    | 栃木県宇都宮市泉町2-18      | 清水芳美  |
| 有限会社一文      | 埼玉県桶川市田谷6280       | 細田文江  |
| 有限会社東日本通商   | 埼玉県熊谷市新堀817        | 栗原志功  |

## イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

 $4,215\text{m}^2$ 

## ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 97台

(イ) 駐輪場の収容台数 198台

(ウ) 荷さばき施設の面積  $230\text{m}^2$ (エ) 廃棄物等の保管施設の容量  $64\text{m}^3$ 

## エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(ウ) 駐車場の出入口の数

2箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後8時

## 3 届出年月日

平成14年1月29日



**茨城県告示第147号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

**1 大規模小売店舗の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

名 称 常陸太田市ショッピングセンター  
所在地 常陸太田市塙町2952 外

**(2) 届出の概要****ア 届出の種類及び届出の公告日**

変更の届出(法第6条第1項)

平成13年10月4日

**イ 変更しようとする事項**

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 ジャスコ株式会社

代表者氏名 代表取締役 岡 田 元 也

住 所 東京都千代田区神田錦町1丁目1番地

(変更後) 名 称 イオン株式会社

代表者氏名 代表取締役 岡 田 元 也

住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

**2 市町村の意見**

| 市町村名  | 意 見 の 概 要 | 理 由 |
|-------|-----------|-----|
| 常陸太田市 | 特になし      |     |

~~~~~

**茨城県告示第148号**

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号並びに家畜改良増殖法施行規則第2条第2項の規定により、臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成14年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

| 検査年月日      | 検 查 場 所                     |
|------------|-----------------------------|
| 平成14年3月18日 | 下妻市大字比毛河原143<br>茨城県広域豚人工授精場 |

~~~~~

**茨城県告示第149号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 294号

3 道路の区域

| 区間                   | 旧新の別 | 敷地の幅員<br>メートル      | 延長<br>メートル | 摘要           |
|----------------------|------|--------------------|------------|--------------|
| 取手市大字寺田字堀尻3977番2地先から | 旧    | 最大 22.0<br>最小 11.0 | 100        |              |
|                      | 新    | 最大 34.5<br>最小 11.0 | 100        | ロードパーク<br>設置 |



## 茨城県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年2月14日

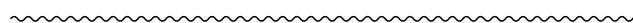
茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路線名 境間々田線

3 道路の区域

| 区間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員<br>メートル     | 延長<br>メートル | 摘要   |
|----------------------------|------|-------------------|------------|------|
| 猿島郡総和町大字下大野字丸山<br>2008番8から | 旧    | 最大 9.7<br>最小 9.7  | 104        |      |
|                            | 新    | 最大 12.7<br>最小 9.7 | 104        | 現道拡幅 |



## 茨城県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路線名 県道 境間々田線

2 供用開始の区間 猿島郡総和町大字下大野字丸山2008番8から

猿島郡総和町大字下大野字丸山2007番1まで

3 供用開始の期日 平成14年2月14日



(収用委員会)

**茨城県収用委員会告示第1号**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成14年2月14日

茨城県収用委員会会長 中井川昇一

1 起業者の名称 日本鉄道建設公団

2 事業の種類

常磐新線秋葉原・つくば間線路建設工事及びこれに伴う附帯工事

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

別表のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所

別表のとおり

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類

別表のとおり

別表  
裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

## 上地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小字下小目

| 地番    | 地 目 | 公簿 | 現況    | 面 積 (m <sup>2</sup> ) | 収用裁決手続の開始を決定する土地の面積 (m <sup>2</sup> ) | 収用裁決手続の開始を決定する土地の範囲                                | 土 地 所 有 者                        |                    |                        | 土 地 に 關 す る 権 利 を 有 す る 関 係 人 |       |                |
|-------|-----|----|-------|-----------------------|---------------------------------------|--|----------------------------------|--------------------|------------------------|-------------------------------|-------|----------------|
|       |     |    |       |                       |                                       |  | 氏名                               | 住 所                | 氏名                     | 住 所                           | 権利の種類 | 登記証書の受付年月日及び番号 |
| 2573番 | 川   | 田  | 1,255 | 1253.76               | 125.02                                | 別添地積測量図①中P1, P3, P7表示による。)平成11年8月2日同人死亡及びひづで賄まれる部分 | 登記名義人 塚越 利雄(登記簿上, のため法定相続人である次の者 | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 | なし                     | なし                            | なし    | なし             |
|       |     |    |       |                       |                                       |  | 法定相続分2分の1                        | 塚越 たみ              | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地     |                               |       |                |
|       |     |    |       |                       |                                       |  | 法定相続分6分の1                        | 塚越 正代              | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地     |                               |       |                |
|       |     |    |       |                       |                                       |  | 法定相続分6分の1                        | 塚越 恵子              | 茨城県筑波郡和原村大字東橋戸1663番地の2 |                               |       |                |
|       |     |    |       |                       |                                       |  | 法定相続分6分の1                        | 田村 啓子              |                        |                               |       |                |

## 別 表

権利手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

## 土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小字下小目

| 地番<br>公簿 | 地<br>目 | 面<br>積<br>(m <sup>2</sup> ) | 使用義務手<br>続の開始を<br>決定する土<br>地の面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 使用義務手<br>続を<br>決定する土<br>地の面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 土 地 所 有 者                        |   | 土地位<br>する関係人<br>登記申請書<br>の受付年月<br>日及び番号 |    |
|----------|--------|-----------------------------|--|---|----------------------------------|---|---|----|
|          |        |                             |  |   | 氏<br>名                           | 住<br>所  |   |    |
| 2573番    | 田      | 1,255                       | 1253.76  | 6.71  | 別添地質測量図①中P2, P1, P5及びP6で開まれる部分   | 登記名義人 塚越 利雄(登記簿上、平成11年8月2日同人死亡する。)法定相続分2分の1<br>法定相続分6分の1<br>法定相続分6分の1<br>法定相続分6分の1            | なし                                      | なし |
|          |        |                             |  |   | 塚越 たみ<br>塚越 正代<br>塚越 恵子<br>田村 啓子 | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地<br>茨城県筑波郡谷和原村大字東僧戸166<br>3番地の2 | なし                                      | なし |

## 別 表

裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

## 土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小字下小目

| 地番<br>公簿 | 地<br>目 | 面<br>積<br>(m <sup>2</sup> ) | 使用裁決手<br>続の開始を<br>決定する土<br>地の面積<br>(m) | 使用裁決手<br>続の開始を<br>決定する土<br>地の面積<br>(m) | 土 地 所 有 者   |  | 土 地 に 關 し 権 利 を 有 す る 因 係 人<br>登記申請書<br>の受付年月<br>日及び番号  |                         |
|----------|--------|-----------------------------|--|--|---|--|---|-------------------------|
|          |        |                             |  |  | 氏<br>名  | 住<br>所   |   |                         |
| 2573番    | 山      | 1,255                       | 1253.76                                | 6.70                                   | 塚越 利雄 (登記簿上、<br>登記名義人) 塚越 利雄 (登記簿上、<br>表示上の錯覚により規制利權となつて<br>いる。) 平成11年8月2日同人死亡<br>のため法定相続人である次の者<br>まれる部分 | 法定相続分2分の1 塚越 たみ<br>法定相続分6分の1 塚越 正代<br>法定相続分6分の1 塚越 恵子<br>法定相続分6分の1 田村 啓子 | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地<br>茨城県筑波郡谷和原村大字東郷戸166<br>3番地の2 | なし なし なし なし なし なし なし なし |

表三

は土地所有者の氏名及び住所並に土地に於ける地番等並に土地に於ける権利の種類

| 地番    | 地目 | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 収用裁決手続の開始を定める土地の範囲 | 収用裁決手続の開始を定める土地の面積 (m <sup>2</sup> ) | 土地所占有者   |   |       | 土地に關して権利を有する關係人 |          |                       |  |
|-------|----|----------------------|--------------------|--------------------------------------|--|---|-------|-----------------|----------|-----------------------|--|
|       |    |                      |                    |                                      | 氏名   | 住所  | 権利の種類 | 氏名              | 住所       | 権利の種類                 |  |
| 2574番 | II | 127                  | 120.24             | 11.98                                | 登記名義人 持分8分の1 小池 吉四郎 大正8年5月1日同人死亡のため相続人 小池 重雄 大正8年1月23日同人夫婦のため相続人 小池 平蔵 昭和31年2月8日同人死亡のため相続人 小池 力 平成9年4月23日同人死亡のため相続人 小池 清一  | 茨城県結城郡石下町大字新石下361番地   |       | なし なし なし        | なし なし なし | 登記申請書<br>受付年月<br>及び番号 |  |
|       |    |                      |                    |                                      | 持分8分の1 小池 實  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木806番地  |       |                 |          |                       |  |
|       |    |                      |                    |                                      | 持分8分の1 小池 恒雄   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木845番地  |       |                 |          |                       |  |
|       |    |                      |                    |                                      | 持分8分の1 小林 重雄   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木804番地  |       |                 |          |                       |  |
|       |    |                      |                    |                                      | 持分8分の1 塙越 重  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木803番地  |       |                 |          |                       |  |
|       |    |                      |                    |                                      | 持分8分の1 小池 清一   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木826番地  |       |                 |          |                       |  |
|       |    |                      |                    |                                      | 登記名義人 持分8分の1 塙越利雄 平成11年8月2日同人死亡のため法定相続人である次の者の<br>法定相続分2分の1 塙越 たみ<br>法定相続分6分の1 塙越 正代<br>法定相続分6分の1 塙越 恵子<br>法定相続分6分の1 田村 啓子 | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地<br>茨城県筑波郡谷和原村大字東通戸166<br>3番地の2 |       |                 |          |                       |  |
|       |    |                      |                    |                                      | 持分8分の1 小野村 勇   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木805番地  |       |                 |          |                       |  |

別 表

成決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

## 土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

| 地番    | 地 号 | 面 積 (m <sup>2</sup> ) | 使用裁決手<br>続の開始を<br>決定する土<br>地の面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 使用裁決手<br>続の開始を<br>決定する土<br>地の範囲                           | 氏 名   | 土 地 所 有 者   |    | 土地に關して権利を有する関係人<br>の登記申請書<br>の受付年月<br>日及び番号 |
|-------|-----|-----------------------|--|---|---|---|----|---|
|       |     |                       |  |   |   | 住 所   | 氏名 |   |
| 2574番 | 山   | 127                   | 120.24   | 0.64 別添地積測<br>量図②中P<br>6, P5, P23<br>及びP24で<br>囲まれる部<br>分 | 登記名義人 持分8分の1 小池 吉<br>四郎 大正8年5月1日同人死<br>め家督相続人 小池 たい 大正8年<br>11月23日同人入夫婚姻のため家督<br>相続人 平蔵 陽和 31年2月<br>8日同人死にのたあ相続人 小池<br>カ 平成9年4月23日同人死にのた<br>め相続人 小池 浩 | 茨城県結城市石下町大字新石下3 6 1 4<br>番地   | なし | なし なし なし なし なし なし なし なし なし                  |
|       |     |                       |  |   | 持分8分の1 小池 實<br>持分8分の1 小池 恒雄<br>持分8分の1 小林 重雄<br>持分8分の1 塚越 重<br>持分8分の1 小池 清一  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木8 0 6番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木8 4 5番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木8 0 4番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木8 0 3番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木8 2 6番地          |    |   |
|       |     |                       |  |   | 登記名義人 持分8分の1 塚越利雄<br>平成11年8月2日同人死亡のため法<br>定相続人である次の者<br>法定相続分2分の1 塚越 たみ<br>法定相続分6分の1 塚越 正代<br>法定相続分6分の1 塚越 恵子<br>法定相続分6分の1 田村 啓子<br>持分8分の1 小野村 勇      | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木8 3 6番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木8 3 6番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木8 3 6番地<br>茨城県筑波郡谷和原村大字東鶴戸1 6 6<br>3番地の2<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木8 0 5番地 |    |   |

## 別 表

裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

## 七. 地の所作 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

| 地番    | 地 目 | 面 積 (m <sup>2</sup> ) | 使用義務手續の開始を決定する土地の面積 (m) | 使用義務手續の開始を決定する土地の面積 (m) | 土 地 所 有 者  |                            | 土 地 に 關 す る 権 利 を 有 す る 関 係 人      |                      |           |                 |    |
|-------|-----|-----------------------|-------------------------|-------------------------|--|----------------------------|------------------------------------|----------------------|-----------|-----------------|----|
|       |     |                       |                         |                         | 氏 名  | 住 所                        | 氏 名                                | 住 所                  | 権 利 の 類 別 | 登記申請書の受付年月日及び番号 |    |
| 2574番 | 田   | 127                   | 120.24                  | 0.64                    | 登記名義人 持分 8 分の 1 小池 吉四郎 大正 8 年 5 月 1 日同人死亡のため相続人 小池 ていめ家督相続人 小池 大正 8 年 1 月 23 日同人入夫婚姻のため家督相続人 小池 平蔵 昭和 3 年 1 月 8 日同人死亡のため相続人 小池 ワカ 平成 9 年 4 月 23 日同人死亡のため相続人 小池 浩 | 茨城県筑波郡伊奈町大字新石下 3614 番地     | 持分 8 分の 1 小池 實                     | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 806 番地 | なし        | なし              | なし |
|       |     |                       |                         |                         | 持分 8 分の 1 小池 恒雄  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 845 番地       | 持分 8 分の 1 小林 重雄                    | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 804 番地 | なし        | なし              | なし |
|       |     |                       |                         |                         | 持分 8 分の 1 塚越 重   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 803 番地       | 持分 8 分の 1 小池 清一                    | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 826 番地 | なし        | なし              | なし |
|       |     |                       |                         |                         | 登記名義人 持分 8 分の 1 塚越利雄 平成 11 年 8 月 2 日同人死亡のため法定相続人である次の者   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 836 番地       | 持分 2 分の 1 塚越 たみ 法定相続分 6 分の 1 塚越 正代 | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 836 番地 | なし        | なし              | なし |
|       |     |                       |                         |                         | 持分 6 分の 1 塚越 智子 法定相続分 6 分の 1 塚越 啓子   | 茨城県筑波郡谷和原村大字東戸 166 3 番地の 2 | 持分 6 分の 1 田村 啓子 法定相続分 6 分の 1       | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 805 番地 | なし        | なし              | なし |
|       |     |                       |                         |                         | 持分 8 分の 1 小野村 勇  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 805 番地       |                                    |                      | なし        | なし              | なし |

別表  
契約手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び面積等並びに土地所有者の氏名及び住所所並びに土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

## 土地の所在 茨城県筑波郡和原村太字下小字下小目

| 地番    | 地目 | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 収用着手   | 収用着手を決定する土地の面積 (m <sup>2</sup> ) | 収用着手を決定する土地の面積 (m <sup>2</sup> )   | 土地所有者   |   | 土地に関して権利を有する関係人 |    |
|-------|----|----------------------|--------|----------------------------------|--|---|---|-----------------|----|
|       |    |                      |        |                                  |  | 氏名  | 住所  | 氏名              | 住所 |
| 2575番 | 田  | 100                  | 115.41 | 11.58                            | 別添地譜測登記名義人 持分8分の1 小池 吉四郎 大正8年5月1日同人死亡のため相続人 小池 てい、大正8年11月23日同人入夫婚姻のため相続人 小池 平蔵 昭和31年2月8日同人死亡のため相続人 小池 浩 平成9年4月23日同人死亡のため相続人 小池 浩 | 持分8分の1 小池 實   | 茨城県筑波郡伊奈町大字新石下3614番地  | なしなし            | なし |
|       |    |                      |        |                                  | 量図③中P2 P3 P9, P13で組まれる部分   | 持分8分の1 小池 恒雄  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木806番地  |                 |    |
|       |    |                      |        |                                  |  | 持分8分の1 小林 重雄  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木804番地  |                 |    |
|       |    |                      |        |                                  |  | 持分8分の1 塚越 重   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木803番地  |                 |    |
|       |    |                      |        |                                  |  | 持分8分の1 小池 清一  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木826番地  |                 |    |
|       |    |                      |        |                                  |  | 登記名義人 持分8分の1 塚越利雄 平成11年8月2日同人死亡のため法定相続人である次の者 法定相続分2分の1 法定相続分6分の1 法定相続分6分の1 法定相続分6分の1 | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡伊奈町大字青木836番地 茨城県筑波郡谷和原村大字東畠戸1663番地の2 |                 |    |
|       |    |                      |        |                                  |  | 田村 啓子   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木805番地  |                 |    |
|       |    |                      |        |                                  |  | 持分8分の1 小野村 勇  |   |                 |    |

## 別 表

裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

## 上地の原作 茨城県筑波郡和原村大字下小目字下小目

| 地番    | 地 目 | 面 積 (m <sup>2</sup> ) | 使用裁決手<br>続の開始を<br>決定する土<br>地の範囲 | 使用裁決手<br>続の開始を<br>決定する土<br>地の面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 土 地 所 有 者  |   | 土 地 に 關 し て 権 利 を 有 す る 因 係 人<br>氏名  | 住 所                  | 権 利 の 類 別<br>登記用語書<br>の受付年月<br>日及び番号 |    |
|-------|-----|-----------------------|---------------------------------|--|--|---|--|----------------------|--------------------------------------|----|
|       |     |                       |                                 |  | 現況   | 公簿  | 氏 名  | 住 所                  |                                      |    |
| 2575番 | 川   | 100                   | 115.41                          | 0.62   | 登記名義人 持分 8 分の 1 小池 實<br>吉四郎 大正 8 年 5 月 1 日同人死にのた<br>め家督相続人 小池 實<br>大正 8 年<br>1 月 2 3 日同人入夫婿姻のため家督<br>相続人 小池 平魔<br>昭和 31 年 2 月<br>8 日同人死亡のため相続人 小池 ワ<br>カ 平成 9 年 4 月 2 3 日同人死にのた<br>め相続人 小池 晃 | 持分 8 分の 1 小池 實<br>持分 8 分の 1 小池 恒雄<br>持分 8 分の 1 小林 重雄<br>持分 8 分の 1 塚越 重<br>持分 8 分の 1 小池 清一 | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 806 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 845 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 804 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 803 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 826 番地 | なし                   | なし                                   | なし |
|       |     |                       |                                 |  | 登記名義人 持分 8 分の 1 塚越利雄<br>平成 11 年 8 月 2 日同人死のため法<br>定相続人である次の者<br>法定相続分 2 分の 1 塚越 たみ<br>法定相続分 6 分の 1 塚越 正代<br>法定相続分 6 分の 1 塚越 恵子<br>法定相続分 6 分の 1 田村 啓子   | 持分 8 分の 1 小野村 勇   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 836 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 836 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字東惣戸 166<br>3 番地の 2  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 805 番地 |                                      |    |

## 別 表

裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

## 上地の所在 茨城県筑波郡和原村大字下小目字下小目

| 地番    | 地<br>目 | 面<br>積<br>(m <sup>2</sup> ) | 使用裁決手<br>続の開始を<br>決定する土<br>地の面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 使用裁決手<br>続の開始を<br>決定する土<br>地の範囲 | 土 地 所 有 者  |  | 土地に關して権利を有する關係人<br>氏名                 | 住所 | 権利の種類 | 登記申請書<br>の受付年月<br>日及び番号 |    |
|-------|--------|-----------------------------|--|---------------------------------|--|--|---------------------------------------|----|-------|-------------------------|----|
|       |        |                             |  |                                 | 氏<br>名   | 住<br>所   |                                       |    |       |                         |    |
| 2575番 | 川      | 100                         | 115.41   | 0.61                            | 登記名義人 小池 寛一<br>持分 8 分の 1<br>四郎 大正 8 年 5 月 1 日同人死亡のた<br>め家督相続人 小池 宽一、大正 8 年<br>9, P10, P1<br>1 月 2 3 日同人入夫婚姻のため家督<br>相続人 小池 平魔 昭和 31 年 2 月<br>8 日同人死亡のため相続人 小池<br>カ 平成 9 年 4 月 2 3 日同人死亡のた<br>め相続人 小池 浩 | 茨城県結城郡石下町大字新石下 3 6 1 4<br>番地   | 吉<br>井<br>小池<br>平魔<br>小池<br>カ<br>小池 浩 | なし | なし    | なし                      | なし |
|       |        |                             |  |                                 | 持分 8 分の 1 小池 實<br>持分 8 分の 1 小池 恒雄<br>持分 8 分の 1 小林 重雄<br>持分 8 分の 1 塙越 重<br>持分 8 分の 1 小池 清一  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 0 6 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 4 5 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 0 4 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 0 3 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 2 6 番地 |                                       |    |       |                         |    |
|       |        |                             |  |                                 | 登記名義人 塙越利雄<br>平成 11 年 8 月 2 日同人死亡のため法<br>定相続人である次の者<br>法定相続分 2 分の 1 塙越 たみ<br>法定相続分 6 分の 1 塙越 正代<br>法定相続分 6 分の 1 塙越 恵子<br>法定相続分 6 分の 1 田村 啓子  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 3 6 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 3 6 番地<br>茨城県筑波郡和原村大字東窓戸 1 6 6<br>3 番地の 2  |                                       |    |       |                         |    |
|       |        |                             |  |                                 | 持分 8 分の 1 小野村 勇  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 0 5 番地   |                                       |    |       |                         |    |

別 表

株式会社の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関する権利人、住所及びその権利の種類

## 上地の所作 茨城県筑波郡和原村大字下小目字下小目

| 地番    | 地 目 | 面 積 (m <sup>2</sup> ) | 収用裁決手続の開始を決定する土地の面積 (m <sup>2</sup> ) | 収用裁決手続の開始を決定する土地の範囲   | 氏 名   | 住 所                             | 土 地 所 有 者 | 土地に関する権利を有する関係人 |     |     |
|-------|-----|-----------------------|---------------------------------------|---|---|---------------------------------|-----------|-----------------|-----|-----|
|       |     |                       |                                       |   |   |                                 |           | 氏名              | 住所  |     |
| 2576番 | 川   | 110                   | 98.77                                 | 9.83<br>別添地積測量図④中P1<br>1, P13, P1<br>登記簿上、表示上の錯謬により塙<br>越(登記簿上、表示上の錯謬により塙<br>越皆次となつていています。)大正7年<br>1月23日同人隠居のため家督相続<br>人塙越米次郎 昭和8年2月23<br>日同人死亡のため家督相続人 塙越<br>重 | 持分 8 分 の 1 小林 重雄  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 0 4 番地          | な し       | な し             | な し | な し |
|       |     |                       |                                       |   | 登記名義人 持分 8 分 の 1 小池 吉<br>四郎 大正 8 年 5 月 1 日 同人死亡のた<br>め家督相続人 小池 てい 大正 8 年<br>1 月 23 日 同人入夫婚姻のため家督<br>相続人 小池 平蔵 嫁和 3 1 年 2 月<br>8 日 同人死亡のため相続人 小池 ワ<br>カ 平成 9 年 4 月 23 日 同人死亡のた<br>め相続人 小池 浩    | 茨城県筑城郡石下町大字新石下 3 6 1 4<br>番地    |           |                 |     |     |
|       |     |                       |                                       |   | 登記名義人 持分 8 分 の 1 小池 鎧<br>治(登記簿上、表示上の錯謬により小<br>池 鎧次となつていています。)明治 3 6<br>年 3 月 7 日 同人隠居のため家督相続人<br>小池 常吉 昭和 1 1 年 9 月 3 0 日<br>同人死亡のため家督相続人 小池 仙<br>治郎 昭和 1 8 年 5 月 16 日 同人死亡<br>のため家督相続人 小池 恒雄 | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 4 5 番地          | な し       | な し             | な し | な し |
|       |     |                       |                                       |   | 持分 8 分 の 1 小池 實   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 0 6 番地          |           |                 |     |     |
|       |     |                       |                                       |   | 持分 8 分 の 1 小池 清一  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 2 6 番地          |           |                 |     |     |
|       |     |                       |                                       |   | 登記名義人 持分 8 分 の 1 塙越利雄<br>平成 11 年 8 月 2 日 同人死亡のため法<br>定相続人である下記の者  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 3 6 番地          |           |                 |     |     |
|       |     |                       |                                       |   | 法定相続分 2 分 の 1 塙越 たみ   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 3 6 番地          |           |                 |     |     |
|       |     |                       |                                       |   | 法定相続分 6 分 の 1 塙越 正代   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 3 6 番地          |           |                 |     |     |
|       |     |                       |                                       |   | 法定相続分 6 分 の 1 塙越 恵子   | 茨城県筑波郡和原村大字東惣戸 1 6 6<br>3 番地の 2 |           |                 |     |     |
|       |     |                       |                                       |   | 法定相続分 6 分 の 1 田村 啓子   |                                 |           |                 |     |     |
|       |     |                       |                                       |   | 持分 8 分 の 1 小野村 勇  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 0 5 番地          |           |                 |     |     |

上地の所在 茨城県筑波郡和原村大字下小目字下小目  
地目決手線の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び面積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

| 地番    | 地 目 | 面 積 (m <sup>2</sup> ) | 使 用 者 | 住 所   | 土 地 に 關 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人  |   |        |           |
|-------|-----|-----------------------|-------|---|--|---|--------|-----------|
|       |     |                       |       |   |  | 姓 名   | 住 所    | 権 利 の 種 類 |
| 2576番 | 山   | 110                   | 98.77 | 0.52 別添地積測量図④中P1, P11, P15及びP16で<br>示す地の面積(m <sup>2</sup> ) | 持分 8 分の 1 小林 重雄<br>登記名義人 持分 8 分の 1 塚越<br>(登記簿上、表示上の誤認により塚<br>越皆次となっている。) 大正 7 年<br>1 月 23 日同人鶴居のため家督相<br>続人 塚越 米次郎 昭和 8 年 2 月 2<br>日同人死のため家督相続人 塚越<br>重吉<br>四郎 大正 8 年 5 月 1 日同人死のた<br>め家督相続人 小池 てい 大正 8 年<br>1 月 23 日同人夫婦のため家督相<br>続人 小池 平蔵 昭和 31 年 2 月<br>8 日同人死のため家督相続人 小池<br>ワカ 平成 9 年 4 月 23 日同人死のた<br>め相続人 小池 浩 | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 804 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 803 番地<br>茨城県筑城郡石下町大字新石下 3614<br>番地                             | 氏名 住 所 | 権 利 の 種 類 |
|       |     |                       |       |   | 持分 8 分の 1 小池 麗<br>(登記簿上、表示上の誤認により小<br>池 麗次となっている。) 明治 36<br>年 3 月 7 日同人鶴居のため家督相<br>続人 小池 常吉 昭和 11 年 9 月 30 日<br>同人死のため家督相続人 小池 仙<br>治郎 昭和 18 年 5 月 16 日同人死<br>のため家督相続人 小池 恒雄   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 845 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 806 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 826 番地                                  | 氏名 住 所 | 権 利 の 種 類 |
|       |     |                       |       |   | 持分 8 分の 1 小池 實一<br>持分 8 分の 1 小池 清一<br>持分 8 分の 1 小池 雄平<br>持分 8 分の 1 塚越利雄<br>平成 11 年 8 月 2 日同人死のため法<br>定相続人である下記の者   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 836 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 836 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字東轟戸 166<br>3 番地の 2<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 805 番地 | 氏名 住 所 | 権 利 の 種 類 |
|       |     |                       |       |   | 法定相続分 2 分の 1 塚越 たみ<br>法定相続分 6 分の 1 塚越 正代<br>法定相続分 6 分の 1 塚越 恵子<br>法定相続分 6 分の 1 田村 啓子   |   |        |           |
|       |     |                       |       |   | 持分 8 分の 1 小野村 勇  |   |        |           |

## 別表

協定子続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びにその権利の種類

## 1:地の所在 挨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

| 地番    | 地目 | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 実測    | 使用権手続の開始を決定する土地の面積 (m <sup>2</sup> ) | 使用権手続の開始を決定する土地の面積 (m <sup>2</sup> )   | 土地 所 有 者  |                              | 土地に関する権利を有する関係人 |    |    |
|-------|----|----------------------|-------|--------------------------------------|--|---|------------------------------|-----------------|----|----|
|       |    |                      |       |                                      |  | 氏 名   | 住 所                          | 氏名              | 住所 |    |
| 2576番 | 川  | 110                  | 98.77 | 0.52                                 | 別添地譜測<br>量図④中P1<br>3, P14, P1<br>登記名義人 持分 8 分の 1 塚越 皆<br>登記簿上、表示上の錯誤により塚<br>越と表示している。) 大正 7 年<br>12 月 20 日同人隠居のため家督相<br>続人 塚越 米次郎 隆和 8 年 2 月 23<br>日同人死亡のため家督相続人 塚越<br>重 | 持分 8 分の 1 小林 重雄   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 0 4 番地       | なし              | なし | なし |
|       |    |                      |       |                                      |  | 登記名義人 持分 8 分の 1 小池 吉<br>四郎 大正 8 年 5 月 1 日同人死亡のた<br>め家督相続人 小池 てい、大正 8 年<br>1 月 23 日同人入夫婚姻のため家督<br>相続人 小池 平蔵 昭和 31 年 2 月<br>8 日同人死亡のため相続人 小池 ワ<br>カ 平成 9 年 4 月 23 日同人死亡のた<br>め相続人 小池 清一   | 茨城県結城郡石下町大字新石下 3 6 1 4<br>番地 |                 |    |    |
|       |    |                      |       |                                      |  | 登記名義人 持分 8 分の 1 小池<br>慶<br>(登記簿上、表示上の錯誤により小<br>池 慶次となっている。) 明治 36<br>年 3 月 7 日同人隠居のため家督相<br>続人 小池 常吉 昭和 11 年 9 月 30 日<br>同人死亡のため家督相続人 小池 仙<br>治郎 昭和 18 年 5 月 16 日同人死亡<br>のため家督相続人 小池 恒雄 | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 4 5 番地       |                 |    |    |
|       |    |                      |       |                                      |  | 持分 8 分の 1 小池 實  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 0 6 番地       |                 |    |    |
|       |    |                      |       |                                      |  | 持分 8 分の 1 小池 清一   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 2 6 番地       |                 |    |    |
|       |    |                      |       |                                      |  | 登記名義人 持分 8 分の 1 塚越利雄<br>平成 11 年 8 月 2 日同人死亡のため法<br>定相続人である下記の者  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 3 6 番地       |                 |    |    |
|       |    |                      |       |                                      |  | 法定相続分 2 分の 1 塚越 たみ<br>法定相続分 6 分の 1 塚越 正代<br>法定相続分 6 分の 1 塚越 恵子<br>法定相続分 6 分の 1 田村 啓子  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 3 6 番地       |                 |    |    |
|       |    |                      |       |                                      |  | 持分 8 分の 1 小野村 勇   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 0 5 番地       |                 |    |    |

## 上地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小字下小目

地役手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

| 地番    | 地<br>目   | 面<br>積<br>(m <sup>2</sup> ) | 収用裁決手<br>続の開始を<br>決定する土<br>地の面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 収用裁決手<br>続の開始を<br>決定する土<br>地の範囲 | 土 地 所 有 者   |                        | 氏名                         | 住 所   | 土地に關して権利を有する關係人<br>の種類   | 登記申請書<br>の受付作<br>日及び番<br>号 |                        |  |                        |
|-------|----------|-----------------------------|--|---------------------------------|---|------------------------|----------------------------|---|--|----------------------------|------------------------|--|------------------------|
|       |          |                             |  |                                 | 氏<br>名  | 姓<br>氏                 |                            |   |  |                            |                        |  |                        |
| 2577番 | 川        | 100                         | 102.23   | 10.20                           | 別添地積測   | 持分 8 分の 1 小林 重雄        | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 0 4 番地     | なし  | なし   | なし                         |                        |  |                        |
|       | 公簿<br>現況 | 公簿<br>実測                    |  |                                 | 登記名義人 持分 8 分の 1 塚越 隆<br>5. P17, P2 登記名義人 持分 8 分の 1 塚越 隆<br>旨図⑤中P1<br>治(登記簿上、表示上の錯認により塚<br>1及びP19で<br>用まれる部<br>分<br>皆次となつて表示する。) 大正 7 年<br>1 月 2 日同人隠居のため家督相続<br>人 塚越 米次郎 昭和 8 年 2 月 23<br>日同人死亡のため家督相続人 塚越<br>重 | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 0 3 番地 | 茨城県筑波郡石下町大字新石下 3 6 1<br>番地 | 登記名義人 持分 8 分の 1 小池 吉<br>四郎 大正 8 年 5 月 1 日同人死亡のた<br>め家督相続人 小池 てい 大正 8 年<br>1 月 2 3 日同人入夫婚姻のため家督<br>相続人 小池 平蔵 昭和 3 1 年 2 月<br>8 日同人死亡のため相続人 小池 ワ<br>カ 平成 9 年 4 月 2 3 日同人死亡のた<br>め相続人 小池 浩 | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 4 5 番地   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 0 6 番地     | 茨城県筑波郡石下町大字青木 8 2 6 番地 | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 3 6 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 3 6 番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 3 6 番地<br>茨城県筑波郡谷和原村大字東植戸 1 6 6<br>3 番地の 2 | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 0 5 番地 |
|       |          |                             |  |                                 | 登記名義人 持分 8 分の 1 小池 麗<br>治(登記簿上、表示上の錯認により小<br>池 麗次となつて表示する。) 明治 3 6<br>年 3 月 7 日同人隠居のため家督相続人<br>小池 常吉 昭和 1 1 年 9 月 3 0 日<br>同人死亡のため家督相続人 小池 仙<br>治郎 昭和 1 8 年 5 月 1 6 日同人死亡のため<br>のため家督相続人 小池 恒雄                  | 持分 8 分の 1 小池 寛         | 持分 8 分の 1 小池 清一            | 登記名義人 持分 8 分の 1 塚越 利雄<br>平成 11 年 8 月 2 日同人死亡のため法<br>定相続人である下記の者   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 8 3 6 番地<br>法定相続分 2 分の 1 塚越 たみ<br>法定相続分 6 分の 1 塚越 正代<br>法定相続分 6 分の 1 塚越 恵子<br>法定相続分 6 分の 1 田村 啓子 |                            |                        |  |                        |
|       |          |                             |  |                                 |   |                        | 持分 8 分の 1 小野村 勇            |   |  |                            |                        |  |                        |

別 表

契約手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

## 土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

| 地番    | 地 目 | 面 積 (m <sup>2</sup> ) | 使用実測   | 使用裁決手續の開始を決定する土地の面積 (m <sup>2</sup> ) | 使用裁決手續の開始を決定する土地の面積 (m <sup>2</sup> )   | 土 地 所 有 者   |   | 土地に関する権利を有する関係人<br>登記証書の受付年月<br>印及び番号 |   |
|-------|-----|-----------------------|--------|---------------------------------------|---|---|---|---------------------------------------|---|
|       |     |                       |        |                                       |   | 氏 名   | 住 所   |                                       |   |
| 2577番 | 田   | 100                   | 102.23 | 0.54                                  | 別添地積測量図<br>量図⑤中P1<br>6, P15, P1<br>登記名義人 持分 8 分の 1 嫁越<br>皆<br>9及びP20で治<br>9及ぶP20で<br>聞まるる部<br>皆次となつて<br>正7年<br>1月20日同人<br>居るため家督<br>1月20日同人<br>居るため家督<br>人<br>嫁越<br>米次郎<br>昭和8年2月23<br>日同人死<br>重<br>持<br>登記名義人 持分 8 分の 1 小林 重雄<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 804番地<br>なし | な   | し   | な                                     | し |
|       |     |                       |        |                                       |   | 吉<br>四郎 大正8年5月1日同人死亡のた<br>め家督相続人 小池 康一 大正8年<br>1月23日同人入夫婚姻のため家督<br>相続人 小池 平藏 昭和31年2月<br>8日同人死亡のため家督相続人 小池<br>平成9年4月23日同人死亡のた<br>め相続人 小池 浩               | 茨城県結城郡石下町大字新石下3614<br>番地  |                                       |   |
|       |     |                       |        |                                       |   | 慶<br>治 (登記簿上、表示上の錯誤により小<br>池 麗<br>め家督相続人 小池 康一 明治36<br>年3月7日同人隠居のため家督相続人<br>小池 常吉 昭和11年9月3日同人死<br>亡のため家督相続人 小池 仙<br>治郎 昭和18年5月16日同人死<br>亡のため家督相続人 小池 恒雄 | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 845番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 806番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 826番地   |                                       |   |
|       |     |                       |        |                                       |   | 持分 8 分の 1 小池 實 清一<br>持分 8 分の 1 小池 清一  |   |                                       |   |
|       |     |                       |        |                                       |   | 持分 8 分の 1 嫁越利雄<br>平成11年8月2日同人死亡のため法<br>定相続人である下記の者<br>法定相続分 2 分の 1 嫁越 たみ<br>法定相続分 6 分の 1 嫁越 正代<br>法定相続分 6 分の 1 嫁越 恵子<br>法定相続分 6 分の 1 田村 啓子              | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 836番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 836番地<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 836番地<br>茨城県筑波郡谷和原村大字東船戸166<br>3番地の2<br>茨城県筑波郡伊奈町大字青木 805番地 |                                       |   |
|       |     |                       |        |                                       |   | 持分 8 分の 1 小野村 勇   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 805番地   |                                       |   |

別表  
地主の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に關して権利を有する關係人の氏名、住所及びその権利の種類

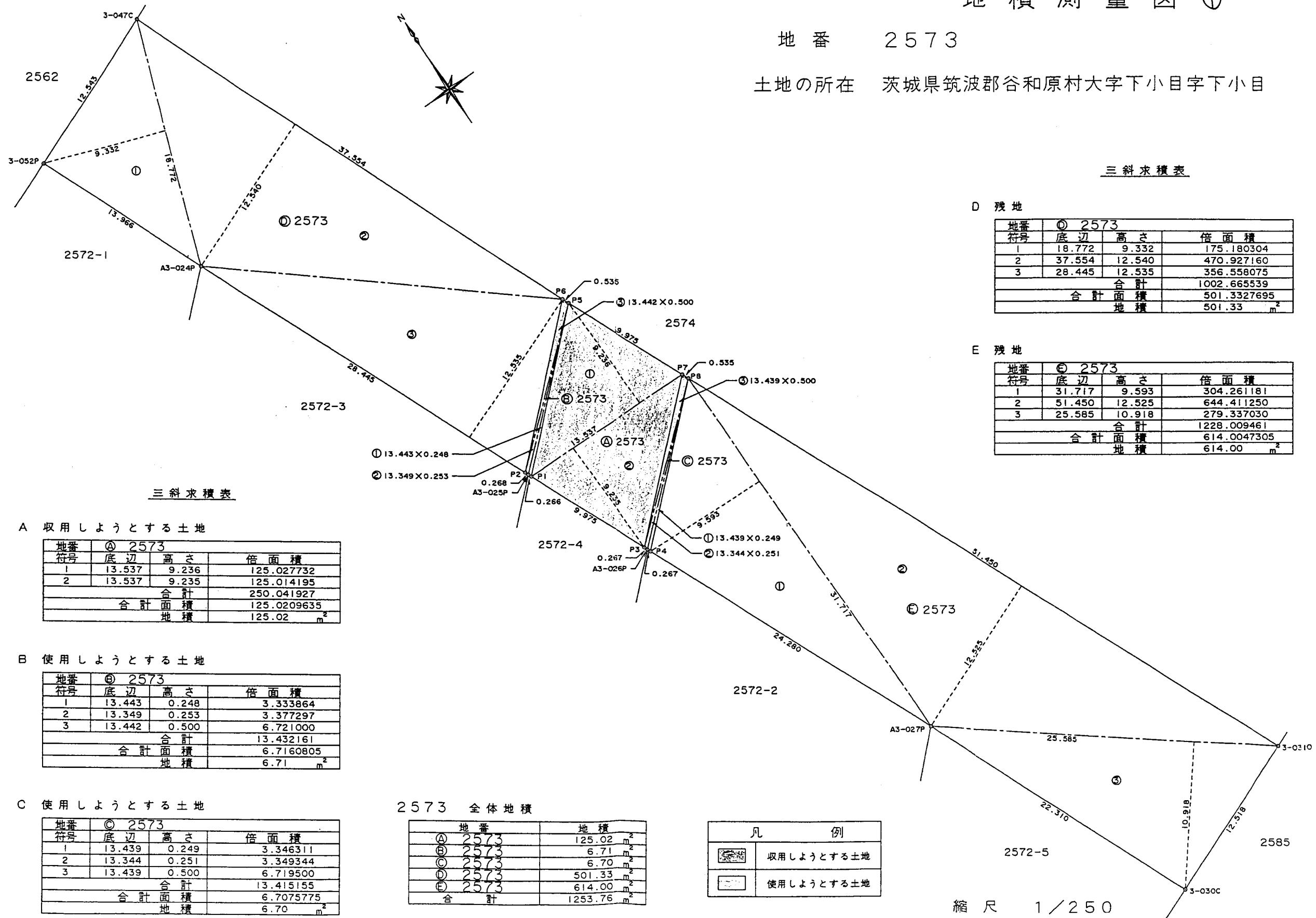
## 土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

| 地番    | 地 目 | 面 積 (m <sup>2</sup> ) | 使用耕作手 練の開始を 決定する土 地の面積 (m <sup>2</sup> ) | 使用耕作手 練の開始を 決定する土 地の面積 (m <sup>2</sup> ) | 土 地 所 有 者  |                      | 土 地 に 關 す る 権 利 を 有 す る 關 係 人 |     |           |                     |
|-------|-----|-----------------------|--|--|--|----------------------|-------------------------------|-----|-----------|---------------------|
|       |     |                       |  |  | 氏 名  | 住 所                  | 氏 名                           | 住 所 | 権 利 の 類 別 | 登記申請書 の 受付年月 日 及び番号 |
| 2577番 | 山   | 100                   | 102.23                                   | 0.54                                     | 持分 8 分の 1 小林 重雄  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 804 番地 | なし                            | なし  | なし        | なし                  |
|       | 公簿  | 現況                    | 公簿                                       | 実測                                       | 登記名義人 持分 8 分の 1 塚越 皆   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 804 番地 | 吉                             | なし  | なし        | なし                  |
|       |     |                       |  |  | 登記簿上、表示上の錯誤により塚越 皆次となっている。) 大正 7 年 1 月 23 日同人入夫婚姻のため家督相続人 小池 平蔵 昭和 31 年 2 月 8 日同人死亡のため家督相続人 小池 万力 平成 9 年 4 月 23 日同人死亡のため相続人 小池 哲                           | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 804 番地 | 吉                             | なし  | なし        | なし                  |
|       |     |                       |  |  | 登記名義人 持分 8 分の 1 小池 吉四郎 大正 8 年 5 月 1 日同人死亡のため家督相続人 小池 てい 大正 8 年 1 月 23 日同人入夫婚姻のため家督相続人 小池 平蔵 昭和 31 年 2 月 8 日同人死亡のため相続人 小池 万力 平成 9 年 4 月 23 日同人死亡のため相続人 小池 哲 | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 804 番地 | 吉                             | なし  | なし        | なし                  |
|       |     |                       |  |  | 登記名義人 持分 8 分の 1 小池 麗 (登記簿上、表示上の錯誤により小池 麗次となっている。) 明治 36 年 3 月 7 日同人隠居のため家督相続人 小池 常吉 昭和 11 年 9 月 30 日同人死亡のため家督相続人 小池 仙治郎 昭和 18 年 5 月 16 日同人死亡のため家督相続人 小池 恒雄 | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 804 番地 | 麗                             | なし  | なし        | なし                  |
|       |     |                       |  |  | 持分 8 分の 1 小池 實   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 804 番地 | 正代                            | なし  | なし        | なし                  |
|       |     |                       |  |  | 持分 8 分の 1 小池 清一  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 804 番地 | 恵子                            | なし  | なし        | なし                  |
|       |     |                       |  |  | 登記名義人 持分 8 分の 1 塚越利雄 平成 11 年 8 月 2 日同人死亡のため法定相続人である下記の者  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 804 番地 | たみ                            | なし  | なし        | なし                  |
|       |     |                       |  |  | 法定相続分 2 分の 1 塚越 正代   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 804 番地 | 正代                            | なし  | なし        | なし                  |
|       |     |                       |  |  | 法定相続分 6 分の 1 塚越 恵子   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 804 番地 | 恵子                            | なし  | なし        | なし                  |
|       |     |                       |  |  | 法定相続分 6 分の 1 田村 啓子   | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 804 番地 | 啓子                            | なし  | なし        | なし                  |
|       |     |                       |  |  | 持分 8 分の 1 小野村 勇  | 茨城県筑波郡伊奈町大字青木 804 番地 | 勇                             | なし  | なし        | なし                  |

## 地積測量図 ①

地番 2573

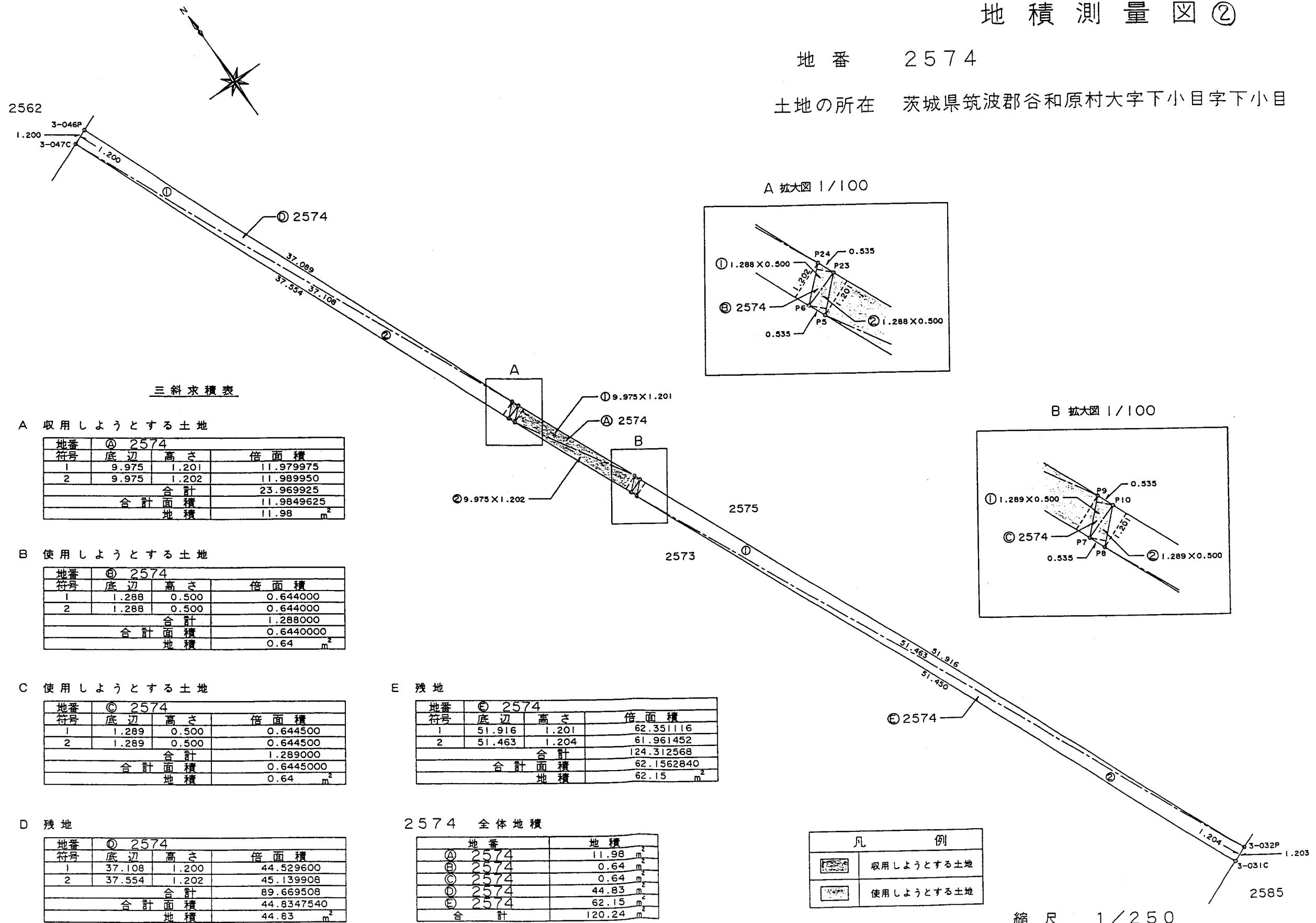
土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目



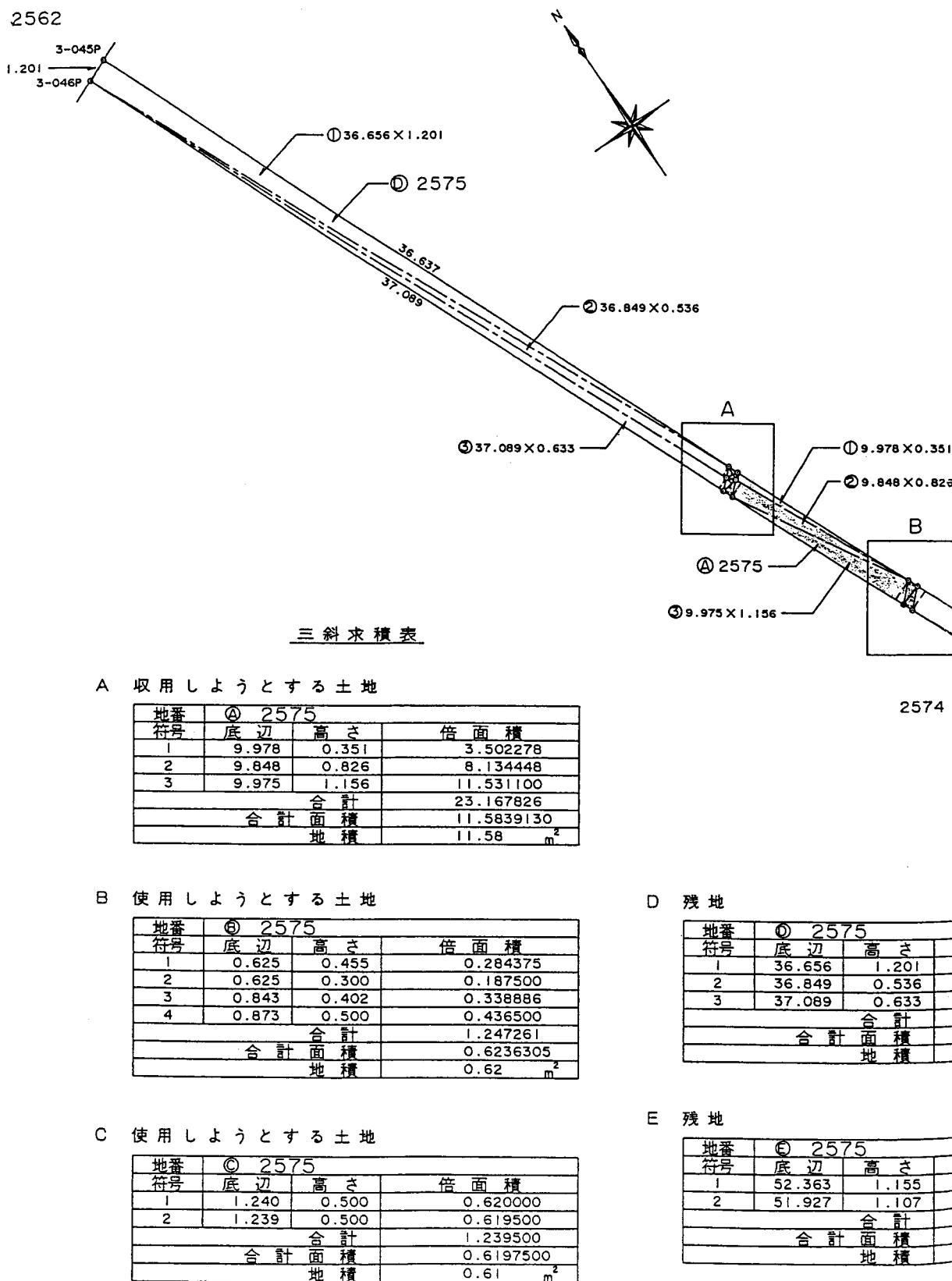
## 地積測量図②

地番 2574

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目



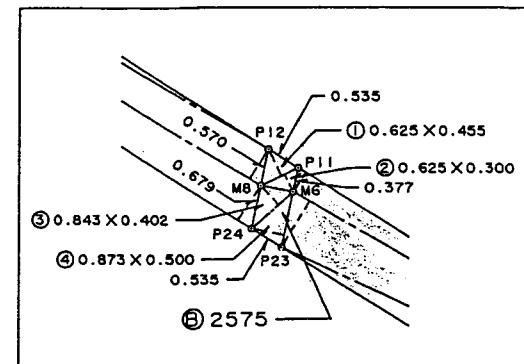
## 地積測量図 ③



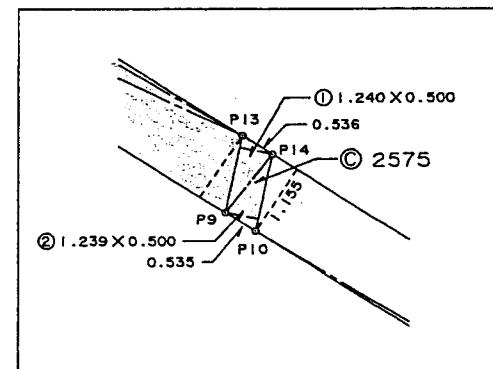
地番 2575

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目

A 拡大図 1/100



B 拡大図 1/100



2575 全体地積

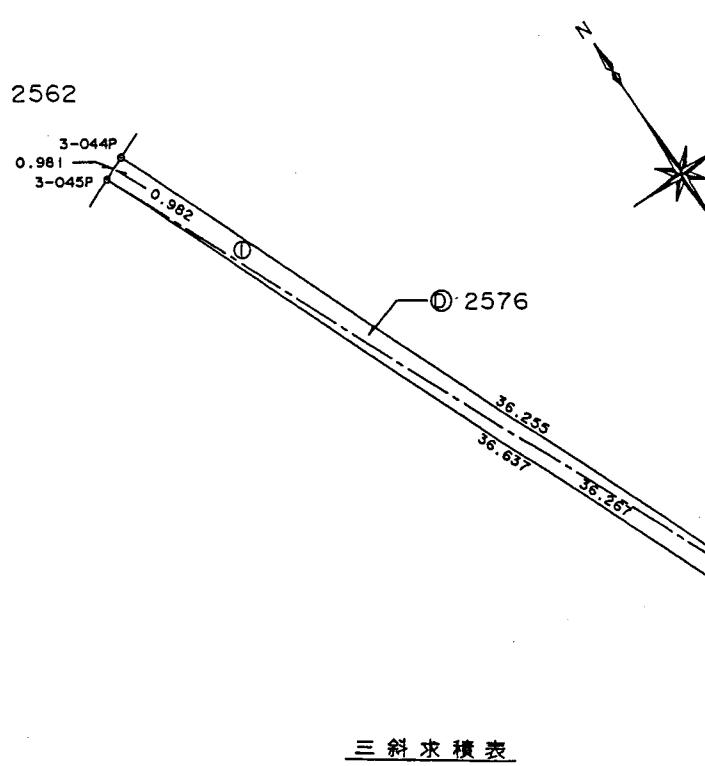
| 地番     | 地積                    |
|--------|-----------------------|
| Ⓐ 2575 | 11.58 m <sup>2</sup>  |
| Ⓑ 2575 | 0.62 m <sup>2</sup>   |
| ○ 2575 | 0.61 m <sup>2</sup>   |
| Ⓓ 2575 | 43.62 m <sup>2</sup>  |
| Ⓔ 2575 | 58.98 m <sup>2</sup>  |
| 合計     | 115.41 m <sup>2</sup> |

縮尺 1/250

## 地積測量図④

地番 2576

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目



A 収用しようとする土地

| 地番 | ① 2576         |           |
|----|----------------|-----------|
| 符号 | 底辺 高さ          | 倍面積       |
| 1  | 9.978 0.985    | 9.828330  |
| 2  | 9.978 0.986    | 9.838308  |
| 合計 | 面積             | 19.666638 |
|    | 地積             | 9.8333190 |
|    | m <sup>2</sup> |           |

B 使用しようとする土地

| 地番 | ② 2576         |           |
|----|----------------|-----------|
| 符号 | 底辺 高さ          | 倍面積       |
| 1  | 1.057 0.500    | 0.528500  |
| 2  | 1.056 0.500    | 0.528000  |
| 合計 | 面積             | 1.056500  |
|    | 地積             | 0.5282500 |
|    | m <sup>2</sup> |           |

C 使用しようとする土地

| 地番 | ③ 2576         |           |
|----|----------------|-----------|
| 符号 | 底辺 高さ          | 倍面積       |
| 1  | 1.058 0.500    | 0.529000  |
| 2  | 1.058 0.500    | 0.529000  |
| 合計 | 面積             | 1.058000  |
|    | 地積             | 0.5290000 |
|    | m <sup>2</sup> |           |

D 残地

| 地番 | ④ 2576         |            |
|----|----------------|------------|
| 符号 | 底辺 高さ          | 倍面積        |
| 1  | 36.267 0.982   | 35.614194  |
| 2  | 36.637 0.985   | 36.087445  |
| 合計 | 面積             | 71.701639  |
|    | 地積             | 35.8508195 |
|    | m <sup>2</sup> |            |

E 残地

| 地番 | ⑤ 2576         |            |
|----|----------------|------------|
| 符号 | 底辺 高さ          | 倍面積        |
| 1  | 52.747 0.987   | 52.061289  |
| 2  | 52.372 0.994   | 52.057768  |
| 合計 | 面積             | 104.119057 |
|    | 地積             | 52.0595285 |
|    | m <sup>2</sup> |            |

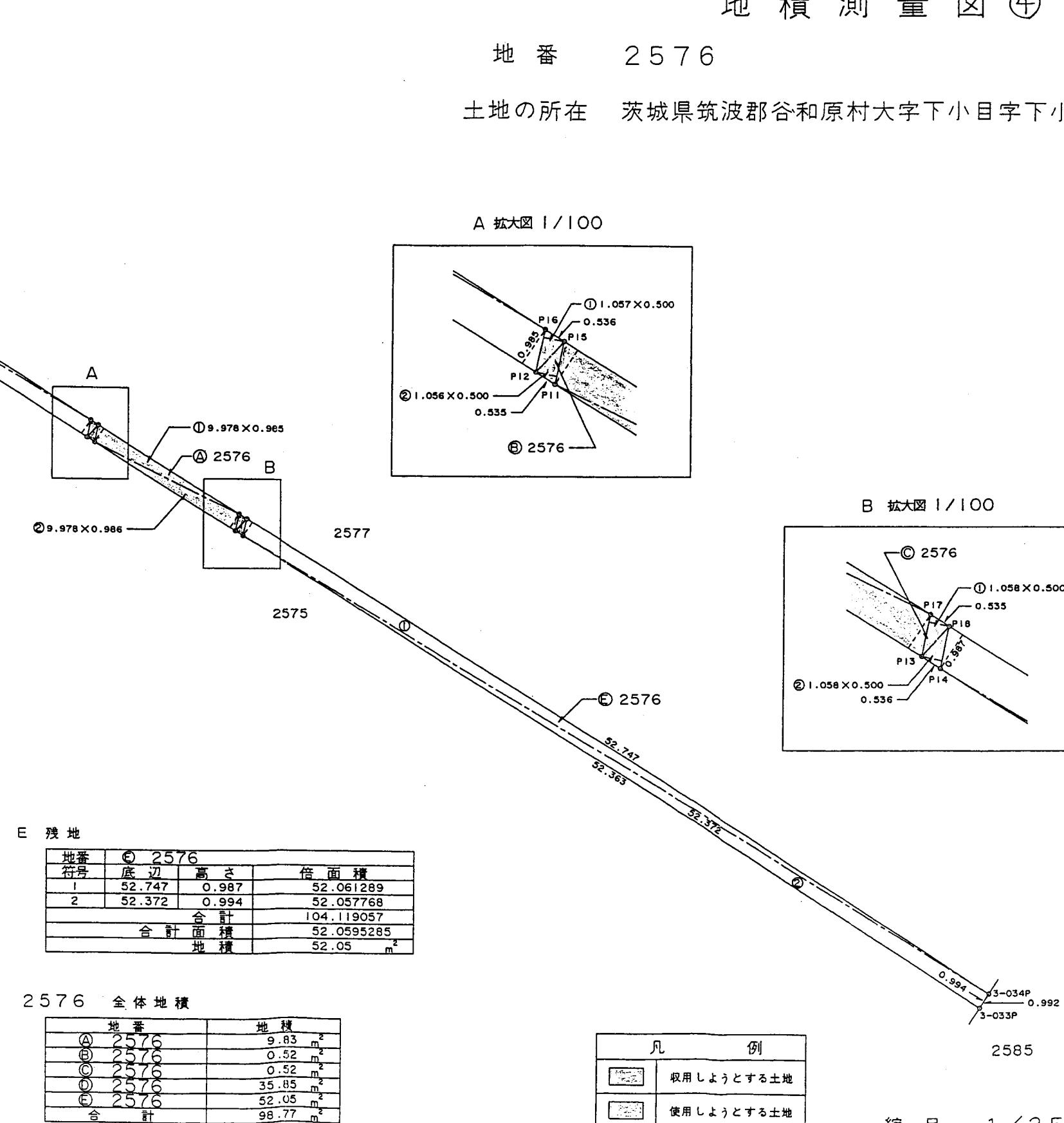
2576 全体地積

| 地番     | 地積                   |
|--------|----------------------|
| Ⓐ 2576 | 9.83 m <sup>2</sup>  |
| Ⓑ 2576 | 0.52 m <sup>2</sup>  |
| Ⓒ 2576 | 0.52 m <sup>2</sup>  |
| Ⓓ 2576 | 35.85 m <sup>2</sup> |
| Ⓔ 2576 | 52.05 m <sup>2</sup> |
| 合計     | 98.77 m <sup>2</sup> |

| 凡例                                  |            |
|-------------------------------------|------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 収用しようとする土地 |
| <input type="checkbox"/>            | 使用しようとする土地 |

2585

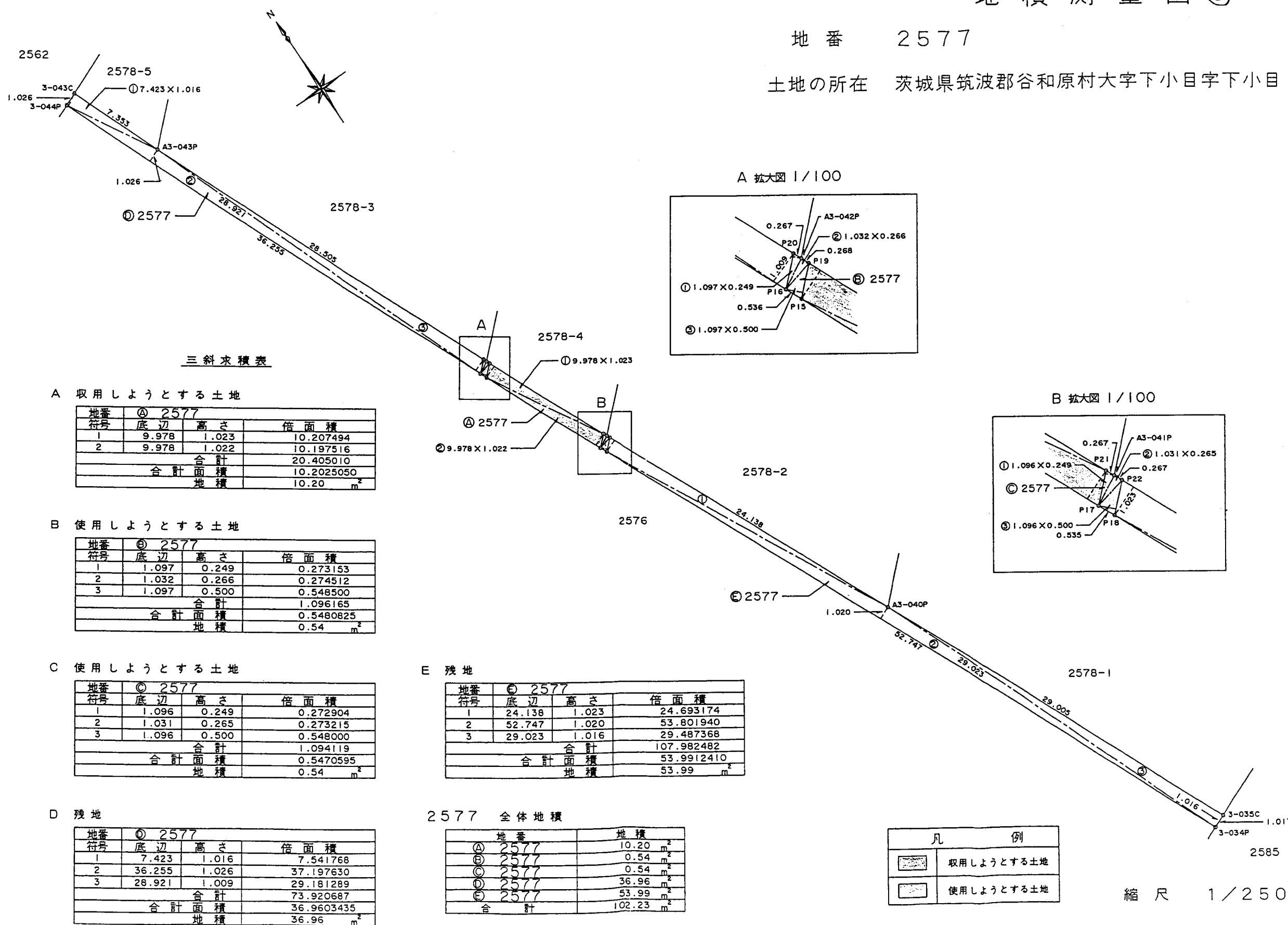
縮尺 1 / 250



## 地積測量図 ⑤

地番 2577

土地の所在 茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目



## 公 告

### ●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年4月8日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室(水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎)において公衆の縦覧に供する。

平成14年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成14年2月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 コミュニティNETひたち

3 代表者の氏名

吉澤 澄夫

4 主たる事務所の所在地

茨城県日立市多賀町1丁目12番10号

5 その他の事務所の所在地

茨城県ひたちなか市表町14丁目9番地

6 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、情報技術修得の促進や情報技術を活用した生活情報の提供、また、少子高齢化社会への対応、学校教育の支援、図書館の運営支援などを行うことにより、多くの人々の生涯学習の促進に寄与し地域の人々がいきいきと快適に暮らせる社会を形成することを目的とする。

### ●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営板橋大塚地区土地改良事業(ほ場整備)につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営板橋大塚地区土地改良事業(ほ場整備)計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年2月15日から平成14年3月14日まで

3 縦覧の場所

龍ヶ崎市役所、牛久市役所及び江戸崎町役場

**●県営土地改良事業計画の変更**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営桜川Ⅱ期地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用用排水）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営桜川Ⅱ期地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用用排水）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年2月15日から平成14年3月14日まで

3 縦覧の場所

桜川村役場

~~~~~

**●県営土地改良事業計画の変更**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営桜川Ⅱ期地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・暗渠排水）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営桜川Ⅱ期地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・暗渠排水）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年2月15日から平成14年3月14日まで

3 縦覧の場所

桜川村役場

~~~~~

**●県営土地改良事業計画の変更**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営西の洲・甘田入地区土地改良事業（ほ場整備）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営西の洲・甘田入地区土地改良事業（ほ場整備）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年2月15日から平成14年3月14日まで

3 縦覧の場所

東町役場及び桜川村役場

~~~~~

**●県営土地改良事業計画の変更**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営桜井地区土地改良事業(ほ場整備)につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

**1 縦覧に供する書類**

変更後の県営桜井地区土地改良事業(ほ場整備)計画書の写し

**2 縦覧の期間**

平成14年2月15日から平成14年3月14日まで

**3 縦覧の場所**

真壁町役場

~~~~~

**●地籍調査の成果認証**

潮来市、猿島郡総和町、岩井市、北茨城市的下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により認証した。

平成14年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 調査を行った者の名称                 | 潮来市、猿島郡総和町、岩井市、北茨城市  |
| 成 果 の 名 称                  | 地籍図及び地籍簿   |
| 調 査 を 行 っ た<br>地 域 及 び 期 間 | 潮来市大字茂木の一部<br>平成12年5月16日から<br>平成13年3月1日まで<br>猿島郡総和町大字高野の一部<br>平成12年5月8日から<br>平成13年3月31日まで<br>岩井市大字長谷の一部<br>平成12年12月1日から<br>平成13年3月6日まで<br>北茨城市中郷町大字下桜井、上桜井の各一部、磯原町大字磯原の一部<br>平成12年10月16日から<br>平成12年12月4日まで |
| 認 証 年 月 日                  | 平成14年2月6日  |

~~~~~

**●基幹道路の整備事業の完了**

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定により基幹道路の整備事業を次のとおり完了した。

平成14年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

| 路線名           | 工事区間                                           | 工事の種類 | 工事完了の日    |
|---------------|------------------------------------------------|-------|-----------|
| 桂村道<br>7-05号線 | 東茨城郡桂村大字高久字椿戸1707-1から<br>東茨城郡桂村大字孫根字桐之内356-1まで | 道路改築  | 平成12年8月4日 |

~~~~~

### ●建築士を対象とする講習の指定について

建築士を対象とする講習の指定に関する要綱(昭和61年茨城県告示第1455号)第3条第1項の規定に基づき、下記の講習を建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図る上で奨励すべきものとして指定したので公告する。

平成14年2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 実施法人の名称及び住所

- (1) 名称 社団法人茨城県建築士会
- (2) 住所 水戸市大町3丁目1番22号

#### 2 定期講習又は特別講習の別 定期講習

#### 3 講習の名称、目的及び対象者

- (1) 名称 建築士のための指定講習会
- (2) 目的 建築士の資質の向上を図り、もって建築設計・工事監理業務の健全な発展と建築物の質の向上に寄与することを目的とする。
- (3) 対象者 建築士一般

#### 4 講習の実施頻度、実施時期及び実施期間

- (1) 実施頻度 年6回(2会場ずつ3回)
- (2) 実施時期 原則として3月、7月、12月
- (3) 実施期間 1日間

#### 5 講習の実施地

受講者数、利便性等を考慮して、県内において2以上の場所にて開催する。

#### 6 講習の科目及び時間

| 科 目            | 時 間  |
|----------------|------|
| ① 法改正の動向       | 30分  |
| ② 契約への対処       | 60分  |
| ③ 仕様書及び見積書の対処  | 60分  |
| ④ 欠陥建物を造らないために | 60分  |
| ⑤ 室内環境         | 60分  |
| ⑥ 木造建築         | 90分  |
| 合 計            | 360分 |

#### 7 講師の選任の方針

講習の科目に関し専門的知識を有しあつ講師として経験を有する等、講師としてふさわしい者を選任する。

#### 8 受講料

受講料は、会場費・広告宣伝費・講演料・旅費・宿泊費・人件費・テキスト料・印刷費等の所要経費からみて適正であり、かつ受講者の過大な負担にならないよう検討し決定する。

**●軽油引取税に係る免税証の無効**

次の軽油引取税免税証は、平成13年12月28日以降無効とする。

平成14年2月14日

茨城県麻生県税事務所長 岡 田 忠 行

| 用 途           | 種 類       | 記号及び番号                  | 枚数 | 有 効 期 間                       | 販売業者の所在地及び氏名                      |
|---------------|-----------|-------------------------|----|-------------------------------|-----------------------------------|
| セメント製品<br>製造業 | 1,000リットル | J444356<br>～<br>J444357 | 2枚 | 平成13年7月1日<br>～<br>平成13年12月31日 | 鹿島郡神栖町東和田25<br>関彰商事株式会社<br>旭硝子給油所 |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は縦下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県総務部総務課  
電話番号 029(301)1111(代)